

件名	災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
主管課	福祉課
関係課	—
改正対象	災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 (昭和 51 年松前町規則第 1 号)
根拠法令等	○災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第 27 号)
制定(改正)理由	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第 27 号)により、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)の一部が改正されたことに伴う規則の改正。
制定(改正)の主な内容	<p>○目次の追加</p> <p>○災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴うもの 【法第 14 条】 法改正及び条例改正に伴う償還免除について、災害援護資金の免除事由として、新たに破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときについても、市町村は、災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができること追加されたことに伴い、申請に係る添付書類について規定の整理を行う。→ 改正</p> <p>○災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、市町村における合議制の機関の設置について必要な措置を講じるため、松前町の災害弔慰金の支給に関する条例の改正により新たに設置される松前町災害弔慰金等支給審査委員会(条例第17条)に関し必要な事項を定める。</p> <p>※委員会委員の総数及び委員構成職種は条例に定め、委員報酬は、松前町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年松前町条例第15条)の一部を改正し、日額7,400円を定める。</p>
施行日	公布の日
【その他参考事項】	